

『賀茂禰宜神主系図』に見える事件簿

(3) 神供海老・酒殿釜鳴・伐神山木・神山鳴動四ヶ條之儀 (上)

山本 宗尚

はじめに

一般財団法人賀茂県主同族会が所蔵する国指定重要文化財『賀茂禰宜神主系図』(以下、系図)は、父子関係を辿ることができると同時に、それぞれ官職位の叙任日や卒年月日、賞罰等が記載されている。前報までは、近世の賀茂別雷神社(上賀茂神社)社司運営制度の成立にかかる事件を、系図記載事項を辿って概観した。本稿は、寛延四年(一七五一、宝暦に改暦)一月十四日の御棚会神事において、不鮮の海老を供えたこと、同年四月十七日の賀茂祭前日に神饌の準備を行う酒殿の釜が鳴ったこと、社司と評定衆(社務実務を担当する氏人諸役人)が氏人へ相談なしに寛延三年から翌年夏にかけ神山の木を残らず強行伐採に及んだこと、その春に神山が鳴動したこと、の四事件が朝廷の知るところとなり、詮議の上社司・評定衆ら関係者三十五名が処分にあつたという大規模な不祥事事件のこと

表1: 社司の補任状況。

年号	寛延 4 寛延 4 宝暦 2 宝暦 4 宝暦 4 宝暦 4 宝暦 5						
	西暦	1751	1751	1752	1754	1754	1754
月	1	10	5	3	5	5	9
日	17	24	1	15	20	21	7
神主	朋久	正季(正久)	→	→	→	→	→
	正 禰宜	正季(賞久)	→	→	→		→
権	祝	重治	→	→	→		→
	禰宜	重福(賞久)	季一(命平)	→	→		→
片岡	祝	季一(命平)	保韶	→	→	→	→
	禰宜	保韶(紹久)	重成	→	→		→
貴布禰	祝	博久	→	→	→	→	→
	祝	重一(業久)	→	→	→	→	→
新宮	禰宜	保記	→	→	→	→	→
	祝	保釜	→	→	→	→	→
大田	禰宜	氏〇	→		→	→	→
	祝	與頭氏柱	→		→		兼令
若宮	禰宜	氏柱	→		→		兼令
	祝	保萬	→		→		富清
奈良	禰宜	保萬	→		→		富清
	祝	言直	→		→		哲頭
澤田	禰宜	伊氏	→		→		季金
	祝	世頭	→		→		茂季
氏神	禰宜	兼令	→		→		保統
	祝	田直	→		→		季寶
		田直	→		→		茂宗
		田清	→		→		常保

凡例 ○ : 人へんに並
 名前 : 初補されたことを示す。
 → : 転補されたことを示す。
 || : その職にあることを示す。
 | : 免職されたことを示す。
 | : 死去、もしくは死去に伴う辞職を示す。

である。この事件は、当時神主であつた正季(正久)の項に詳細が記されている。

これら事件の背景について説明する。事件の発端となつた御棚会神事は、現在も一月十四日午前

に齋行されている神事である。『上賀茂神社由緒略記』(賀茂別雷神社編集・発行、平成八年)に、「後一条天皇の寛仁二年(一〇一八)十一月二十五日朝廷より山城国愛宕郡の四箇郷を当社に御寄進あらせられたに始まる。右の郷は中世以降六郷(小野、川上、大宮、小山、中村、岡本)に分かれたが、これ等の各郷よりその輸物並びに郷民より奉る私饌を一台宛の御棚に調進して、各郷司付随して神前の庭上へ早入れ、御棚のまま献進する。『嘉元年中行事記』

にある。現今は神社に於いて只だ一台の御棚を調進して奉る」とあり、古くは平安時代に遡る古い形態を残した神事の一つである。御棚会神事の歴史的変遷や神饌の実態は宇野

(2009) に詳しい。本件の発端となった「神供海老」は神饌の一つで、同論考に抄録されている『諸神事注秘抄』には一番から十番まで番編成された十手からそれぞれ「海老十貝」が準備されたことがわかる。酒殿とは、近世まで庁屋南にあった神饌調製のための建物で、現在の客殿（旧勅使殿）はこれを移築したものである。酒殿の中には釜があったことは『上賀茂社堂舎絵図』（京都府立総合資料館蔵中井家文書）からも確認できる。釜がうなるような音を出すことは鳴釜と言ひ、現在も釜占の神事などに残っているが、不吉の前兆とみられた。賀茂祭の前日に酒殿の釜が鳴り、この原因として御棚会神事で不鮮の海老を供えたことを問題視したのである。また、山が音を立てることを山鳴と言ひ、地震や噴火の前兆とされることが多いが、これも不吉の前兆とされる。神山の山鳴の前後に伐採を行っていたことが明るみに出て問題視された。

当初は朝廷側による裁定が行われ結審したものの、何らかの事情によって再度朝廷・幕府による吟味が行われ、改めて社司九人が辞職・隠居、その他の者も急度遠慮を申しつけられている。

次章では、正久系下の記載に沿って現代語に意識、要約する。当時の社司の補任状況を表1に示す。七家から補任される貴布祢社以上の社司は、事件前後で新補はないが服役や辞職のため闕職があり、神事はその都度氏人の代官がこれを勤めている。氏人から補任される新宮以下社司で有罪となった者は転補が差し止められ、最終的には辞職となった。

系図記載事項にみる神供海老以下四ヶ條事件

寛延四（宝暦元）年四月二十五日、賀茂伝奏の羽室頼要は神主の正久、一社惣代の紹久・季善、新宮社以下（氏人から選任された）社司惣代の大田祝氏柱・若宮祢宜保萬、非役氏人惣代の邦氏・季脩を召し出した。頼要はこのとき初めてこの四ヶ條の件を尋ね、それぞれが返答申し上げた。非役氏人の中で回答をまとめ、翌二十六日に百二十三人の連署を以て言上し、その後も数回お尋ねがあったので、その都度書付を以て詳細を申し上げた。これを僉議した上、十一月十九日、武家伝奏の柳原光綱・廣橋兼胤、賀茂伝奏の葉室頼要、賀茂奉行の清閑寺益房が列席のもと、貴布祢以上（七家から選任された）社司惣代の権祝保韶・片岡祢宜紹久、新宮以下（七家以外の氏人から選任された）社司惣代の大田祢宜與顯・奈良祢宜伊氏、評定氏人惣代の兼治・清竹、非役氏人惣代の産幸・清足の八名を召し出して、次の処分を仰せ渡した。当初神主正久はその事実を否定したが、取り調べの前後で証言が変わったことは不届の至である。神主正久は籠居、正祢宜賞久・正祝重孝は蟄居、雑掌季善・澄直は籠居とする。若宮祢宜保萬は言上が不埒（要領を得ない）であったことにより急度遠慮とする。非役氏人で連署の上首（代表）である清茂・清達・氏満は、社中が違乱状態であったにも関わらず、すぐ報告せず取り調べが長期化したのは緩怠で不届であるため遠慮とする。なお、非役氏人全員がわきまえるべきこととして、神事・社法等は以前からあるものの通りとして新儀を企ててはならず、互いに私意を挟まず一社の中では穏やかに、専ら神役に勤しむこと。以後新儀や私意を企てる者があればすぐに報告するこ

表2: 寛延4年11月仰渡の罪状等一覧。

		年号	寛延	宝暦	宝暦
		年	4	2	2
		西暦	1751	1752	1752
		月	11	1	3
		日	19	16	5
役職	名前	罪	罪状	被免	被免
正	神主	正季 (正久)	籠居	前後相違之言上不屈之至	○
	祢宜	重福 (賞久)	蟄居	前後相違之言上不屈之至	○
	祝	重治	蟄居	前後相違之言上不屈之至	○
権	祢宜	季一 (命平)			
	祝	保韶			
片岡	祢宜	重成 (紹久)			
	祝	博久			
貴布祢	祢宜	重一 (業久)			
	祝				
新宮	祢宜	保記			
大田	祝	保龜			
	祢宜	氏○			
若宮	祝	與頭			
	祢宜	氏柱			
奈良	祝	保萬	急度遠慮	言上依不埒 数年評議出席従一社差止儀於 非理者可申所存於当理者可辞 職儀此度以書付申條不分明之	○
	祢宜	庸清	自今急度可慎		
澤田	祝	言直			
	祢宜	伊氏			
氏神	祝	世頭	自今急度可慎	此度連署就相断申分不分明 此度就御尋申分分明神妙	
	祢宜	兼令			
評定	雜掌	季善	籠居	前後相違之言上不屈之至	○
	雜掌	澄直	籠居	前後相違之言上不屈之至	○
非役氏人 (連署之上)	評定	学頭	自今急度可慎	此度連署就相断申分不分明	
	非役氏人 (連署之上)	清茂	遠慮	(社中違乱於如是者早可註進 儀依御尋言上延引緩急不届)	○
	非役氏人 (連署之上)	清達	遠慮	社中違乱於如是者早可註進儀 依御尋言上延引緩急不届	○
非役氏人 (連署之上)	氏満	遠慮	社中違乱於如是者早可註進儀 依御尋言上延引緩急不届	○	

と。若宮祝庸清・沢田祢宜世頭・同祝兼令・評定学頭も同日に召し出されそれぞれ仰せ渡し(表2に経過を含め集約)があった。

翌宝暦二年一月十六日、賀茂伝奏の鳥丸光胤、賀茂奉行の益房が列席の上、保萬・清茂・清達・氏満はそれぞれの罪を免じるとの仰せがあった。同じく三月五日には正久・賞久・重孝・季善・澄直の籠居・蟄居を免じるとの仰せがあった。

宝暦三年五月二十一日、賀茂伝奏の園基衡は、一社惣代の紹久・秀清、非職氏人惣代の保覚・存頭の四名

を召し出され、この度の件について、前京都所司代の松平豊後守から取り調べがあった件について、京都所司代の酒井讃岐守から再度取り調べがあるとのこと、それぞれ覚悟しておくようにと摂政の一条道香公の仰せがあったと仰せ渡しがあった。また、園傳奏は、一昨年にお答めは済んでいるところをまた取り上げるのは、社司と評定がどのような心得であるのかと御尋があったので、紹久は御裁許状の内容は末々差し障りがあるので幕府にその旨言上したいと申し上げた。

六月十二日、幕府奉行所の稲垣能登守・土屋越前守が列席の下、一社惣代の紹久・秀清と非役氏人惣代(邦氏・産幸・季脩・普俊・清足の五人。ただし清足は精進頭を勤めているため出頭しなかった)を召し出し初めて御尋があり、それぞれ取り調べを受けた。氏人中は十四日に百二十五人の連署を以て回答を提出し、その後も数度にわたって取り調べがあり、十二月十三日に終了した。これらの取り調べは逐一書面で朝廷へも提出した。

翌宝暦四年三月十一日、園伝奏と奉行日野資枝が列席の下、神主正久・権祝保韶・片岡祝博久・新宮祝保(タニ寅)(ただし老病により是保が代理)・若宮祝庸清・沢田祢宜世頭・

同祝兼令・評定学頭が召し出され、次のとおり罪状を申し渡された。前神主の應平は、内々とは言え神社の会席に加わって事務を取り扱っていたのは不届であるので遠慮、季善と澄直は、先年一社の役を止められていたにも関わらず内々に出席したのは不届であるので遠慮を仰せ付ける。この三人は一社で監視の下親族の面会を禁止すること。社司の賞久・重孝・命平（権祢宜）・紹久・業久（貴布祢祢宜）・氏柱・言直（奈良祢宜）・伊氏・田直（氏神祢宜）・田清（同祝）、評定の兼元・保寮・均頭・兼治・盛頭・秀清・篤季・脩頭・仲頭・定季・清鶴・清竹は出席を止め、自分（自ら）遠慮とした社職は代官役に勤めさせること。賞久・重孝・紹久は自分遠慮したとは言えども親族との面会を停止する。欠員となった社職については新たに任命すべく申し上げ、評定の廿人は相応の人を選んで出席させ、遠慮となった社司は転補を差し止め、遠慮となった者は関東への葵使勤役と往来田収納・祭下行物配当を差し止める旨仰せ渡しがあつた。

三月十三日、葵献上の使いとして保韶・学頭は江戸に向かう。しかし、十六日に幕府奉行所より一社惣代の季脩・存頭を召し出し、保韶は御用の儀があるので直ちに飛脚を出して呼び返すように。保韶の代理として評定の一人を宛てて、今夜中に出発させるようにと仰せがあつた。奉行所からも早飛脚を出して保韶に対してこの旨の仰せ渡しがあつた。同日夜、保土が江戸に向け出発し、学頭共に葵献上の儀式は終了した。この件は書面を以て朝廷にも報告された。

三月十五日、三月十一日の申し渡しに対し、保（夕二寅）・庸清・世頭・兼令は転補、邦氏・富清・哲頭はそれぞれ新補の宣下があつた。

三月二十七日、奉行の資枝のもとに博久・庸清、当時評定の一人であつた季脩が召し出され、正久は遠慮、権祝保韶は（葵使の件で）急度遠慮を仰せ付け、自分遠慮の者は急度遠慮とすべき旨重ねて仰せ付けた。貴布祢祢宜の業久は若年であるのでお咎めなしとし、神主代を勤めるよう仰渡しがあつた。同日、幕府奉行書の稲垣能登守と小林伊予守の列席のもと、遠慮の社司・評定の二十四人と博久・應平、前評定の季善・澄直、新宮以下新補の社司の富清・哲頭、当時評定二十一人の兼田・徳季・学頭・保覚・氏緒・國清・杜頭・保布・普俊・兼太・茂季・重竹・保土・富俊・存頭・延保・保統・直安・躬清（但し、学頭・保土は葵献使のため関東下向中のため出頭ができず、印に加わつた）、役外惣代の邦氏（若宮祝）・産幸・季脩（この三人は、寛延四年の言い渡しの折に役外惣代として出頭）、現役外惣代の氏足・保庸・季甫・清足・兼歳が召し出され、六月十二日から翌四年十二月十三日まで吟味を受けることを認める証文に印を加えるよう仰せ渡しがあつた。これが終わると、遠慮の社司・評定は急度遠慮、業久は若年のためお咎めはないが父の賞久を遠慮とし急度慎むこと、博久は若年のためお咎めなしとの仰せ渡しがあつた。應久（昨年命令により神主職を辞退）・季善・澄直（それぞれ昨年命令により評定衆を解任）には、昨年辞職・退任した身分であるにも関わらず内々に評定の執事に関わることはあつてはならず、今後慎むようにとの仰せ渡しがあつた。現役外惣代に対しては、それぞれ仰せ渡しはないとは言え、先に申し上

表3:宝暦4年3月仰渡の罪状等一覧。

年号	宝暦3	宝暦4	宝暦4	宝暦4	宝暦4	宝暦4		
西暦	1753	1754	3	1754	3	1754		
月日	5.26~ ~12.13	3	27	3	27	5		
役職	名前	武家再吟味	罪	罪状	官家罪	武辺罪	官家罪	武辺被免
前神主	應平		遠慮 被止親族通路面会之間、従一社附人可 之	離内々之儀加一社会席執 事之儀依不届		先年退役之身分雖内々交評席執 之間、尤不可有之。自今慎		永遠慮
神主	正季 (正久)			遠慮				
正	祐宜 重福(賞 久)	○	被止出席為自分可遠慮 被止親族通路面会		急度遠慮	急度遠慮		○
	祝 重治	○	被止出席為自分可遠慮 被止親族通路面会		急度遠慮	急度遠慮		○
權	祐宜 季一 (命平)	○	被止出席為自分可遠慮		急度遠慮	急度遠慮		○
	祝 保韶	○		急度可遠慮(為奏献上向東武之 処、從中中被召返、此日知是被 付け、保土代之出府與學頭俱動 進之儀了)		急度可遠慮		○
片岡	祐宜 重成(紹 久)	○	被止出席為自分可遠慮 被止親族通路面会		急度遠慮	急度可遠慮		○
	祝 博久			依若年御咎之御沙汰無之。神主 久依遠慮、神主代可勤		依若年御咎無		
貴布祿	祐宜 重一 (業久)		被止出席為自分可遠慮		依若年是迄之通為自分遠慮	若年其御沙汰雖無、父賞久依為 慮之身分急度可慎		○
	祝 祐宜 保記							
新宮	祐宜 祝 保備							
	大田 祐宜 祝 與顯 氏柱	○	被止出席為自分可遠慮		急度遠慮	急度遠慮		○
若宮	祐宜 祝 保萬 庸清							
	祐宜 祝 言直	○	被止出席為自分可遠慮		急度遠慮	急度遠慮		○
奈良	祐宜 祝 伊氏	○	被止出席為自分可遠慮		急度遠慮	急度遠慮		○
	澤田	祐宜 祝 兼令 世顯						
氏神		祐宜 祝 田直 田清	○	被止出席為自分可遠慮 被止出席為自分可遠慮		急度遠慮 急度遠慮		○ ○
	雜掌	季善	(○)	被止親族通路面会之間、従一社附人可 之	先年被止一社役儀之處於 社中内々出席依不届			永遠慮
澄直		○	被止親族通路面会之間、従一社附人可 之	先年被止一社役儀之處於 社中内々出席依不届	先年退役之身分雖内々交評席執 之間、尤不可有之。自今慎	先年退役之身分雖内々交評席執 之間、尤不可有之。自今慎		永遠慮
評定	兼元	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	保寮	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	均顯	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	兼治	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	盛顯	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	秀清	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	篤季	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	脩顯	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	仲顯	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	定季	(○)	被止評定役出席為自分可遠慮 (被止往來田收納并御祭下行物配当)		急度遠慮	急度遠慮		○
	清鶴	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○
	清竹	○	被止評定役出席為自分可遠慮 被止往來田收納并御祭下行物配当		急度遠慮	急度遠慮		○

げた仰せ渡しの旨はよくよく承知するようにとのことであった。この件は書面を以て朝廷にも報告された。

四月八日、園伝奏と奉行の資枝が列席のもと、一社惣代の哲頭と季脩が召し出され、應平・季善・澄直は永（無期）遠慮の仰付があった旨仰せ渡しがあった。九日の御禊神事、十二日の御祭（賀茂祭）には欠員の社司に変わり代官が補勤している。

五月十七日、幕府両奉行が列席のもと、一社惣代の博久・季脩が召し出され、遠慮の者は全員罪を免じ、業久の謹慎も免じるとの仰せ渡しがあった。この件は書面を以て朝廷にも報告された。ここまでの顛末は表3にまとめた。

五月十九日、園伝奏と奉行の資枝が列席のもと、神主代博久、新宮以下社司惣代庸清・世顯、評定惣代保寮・季脩が召し出され以下の決定を仰せ渡した。遠慮の社司・氏人を免じ、正久・保韶・業久は辞職に及ばず元のように出仕すること。業久の森家相続は相違なく仰せ付けること。賞久・重孝・命平・紹久は社職を止めて隠居を仰せ付け社司列に加わ

ることを禁ずる代わりに官位は元に戻すこと。鳥居大路・林・梅辻の三家は、相応の相続人を選んで相続させること。鳥居大路家の相続之人が有る上は、室社の社職を兼帯することはできないこと。林家が祝を譜代（世襲）の職とするの申し出はできないこと。紹久は官位を止めること。大田祝以下社司は遠慮を免じるが速やかに辞職すること。大田祝以下の前評定は評議の席を勤めてはならないが表役の毎月社頭勤番を勤め、これによって往来田を与えること。前評定は数年を経たとしても再び評定役に加わることはないこと。欠職となった正祢宜に保韶、正祝に博久、権祢宜に業久を転補し、大田祝以下の社職に関しては本日遠慮を免じられた者は辞職し、次第転補・新補は明日二十日に申し上げ、欠職となっている権祝、片岡祢宜・祝、貴布祢祢宜・祝は代官が勤めること。向後、前評定が表の役を勤める事は願い上げても許されなかった。

五月二十日、昨日の仰せ渡しに従って、氏柱・言直・伊氏・田直・田清は辞職。即日勅許となった。二十一日、保韶・博久・業久・兼令・富清・哲頭は転補、季脩・茂季・保統・季寶・茂宗は新補とし、当日宣下があった。同日、次の仰せ渡しがあつた。大田祝以下で辞職となった氏柱・言直・伊氏・田直・田清は情状酌量により往来田が給され、社頭勤番はよいが表の勤役は止めること。賞久・重孝・命平は官位を元に戻されたが社職は止められ、経歴から除くこと。前神主應平は辞職と扱われ、五官之次の座席とすること。大田祝以下で辞職の者は、氏神祝の下、非職之上の座席とすること。

五月二十五日、林・鳥居大路・梅辻三家の相続については、願い上げのとおりに認められた。すなわち、林家は実子の豊丸、鳥居大路家は弟の辰三郎、梅辻家は森賞久の次男橘千代となった。

約二年後の宝暦六年三月三日、賀茂傳奏の正親町實連と賀茂奉行の資枝が列席のもと、一社惣代の保韶・史顕が召し出された。一昨年に永遠慮を仰せ付けた應平・季善・澄直は、今年靈元院・桜町院の聖忌によって、思し召しにより罪を免じる。向後は隠居し出仕はならない。社職にこだわり懇ろにならず慎むようにと仰せがあつた。また、重孝・紹久が社中の儀に懇ろになっている件は、一昨年に幕府より承知しないと命じたにもかかわらず、高貴の家人に頼って計事を企んでいると聞くは、甚私意によって不届である。それが誰かは把握しているが、暴露することは見逃してやる。幕府は関知していないようだが、一社から親族にあて厳密に申し聞かせるように仰せつける。今後一同が仲良くし、もしそれに逆らう者がいれば一昨年の命に背くのであるから速やかに申し上げるように、とのことであつた。

表4:宝暦4年6月仰渡の罪状等一覧。

役職	名前	宝暦		宝暦		宝暦		宝暦	
		4	5	4	5	4	5	6	3
前神主	應平							○	向後為隠居之体 出仕不可、拘一 社之儀和融而可
神主	正季 (正久)								
正	祐宣 (實久)	○	被正正祝職隠居、尤不可加社司 列以御憐愍官位如元為 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除				
	祝	重治	○	被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除	依御命以実子豊丸 相続願上之処、願 之通此日被仰付	※	
權	祐宣 (命平)	○	被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除				
	祝	保韶	○	被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除			
片岡	祐宣 (紹久)	○	被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除				
	祝	博久	○	被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除	依御命以森實久次 男儀千代相続願上 之処、願之通此日	※	
貴布祿	祐宣 (業久)	○	被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如元為、祝儀代職之儀此節不 被正正祝職隠居、以相応之人相 続可相願。尤不可加社司列以御憐 愍官位如、相続之人有之上者、室社 可転補正祝宣		官位雖知元、被正社職之上者補略可 除				
祝	保記								
新宮	祐宣								
	祝	保彥							
大田	祐宣								
	祝	氏柱	○	遠慮難被免早可辭職 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤	辭	以憐愍給往來給田・社頭勤番儀而可 相勤。雖然表之勤役被止之。且又、依 為辭職之者所載于補略可書載千氏			
若宮	祐宣								
	祝	保萬 庸清	○	遠慮難被免早可辭職 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤	辭	以憐愍給往來給田・社頭勤番儀而可 相勤。雖然表之勤役被止之。且又、依 為辭職之者所載于補略可書載千氏			
奈良	祐宣								
	祝	伊氏	○	遠慮難被免早可辭職 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤	辭	以憐愍給往來給田・社頭勤番儀而可 相勤。雖然表之勤役被止之。且又、依 為辭職之者所載于補略可書載千氏			
澤田	祐宣								
	祝	世顯 兼令	○	遠慮難被免早可辭職 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤	辭	以憐愍給往來給田・社頭勤番儀而可 相勤。雖然表之勤役被止之。且又、依 為辭職之者所載于補略可書載千氏			
氏神	祐宣								
	祝	田直	○	遠慮難被免早可辭職 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤	辭	以憐愍給往來給田・社頭勤番儀而可 相勤。雖然表之勤役被止之。且又、依 為辭職之者所載于補略可書載千氏			
緒掌	季善							(○)	(向後為隠居之 体出仕不可、拘 一社之儀和融而 向後為隠居之体 出仕不可、拘一 社之儀和融而可
	澄直							○	(往來田收納之儀、從一社相願 之処、願之通此日往來田被宛下 之間、社頭勤番儀而可相勤。於 往來田收納之儀、從一社相願之 処、願之通此日往來田被宛下之 間、社頭勤番儀而可相勤。於表
評定	兼元	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	保祭	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	均顯	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	兼治	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	盛顯	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	秀清	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	篤季	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	脩顯	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	仲顯	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	定季	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	清鶴	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						
	清竹	○	不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可 不可加評席并表役毎月社頭勤番可 相勤依之給往來田雖經數年再不可						

一社和融之儀、去々年雖有武命、紹久不致承謀、頼高貴之家人陰計事之間、甚私意之所致不届。尤其家名雖相和、尤御有怨不被及露露。於武刃亦用捨有之間、一社以親族嚴密可申聞、自今一同可致和融。若不致和融輩於有之者、違背去々年之御命之間、從一社其人休速可言上旨、一社惣代被仰渡了。

三月十七日、季善・澄直から往來田給付の申請があった。正親町伝奏は、兩人とも元のように往來田は給付し、社頭勤番は慎んでつとめてもよいが、表の役はならないとの仰せ渡しであった。ここまで、朝廷による仰渡しは表4にまとめた。

本項は次のように締めくくられている。これに先立って、永遠慮となった三人（應平・季善・澄直）は、賀茂社として、また老若氏人中で数度にわたってお許しを願い出たが認められなかった。このたび忝くもお許しが出て一社一同和順し安寧となった。ここに書き載せた人の興廃や、代官補勤の状況は、それぞれその人の系下を参照せよ。また、四ヶ條に関して、宝暦元年から六年に至る朝廷・幕府の吟味の詳細と文書のやりとりの記録は分量が多すぎるためここに載せることは出来ないのので摘要のみを記し、詳しくは別記を見よ。

小括

最後にある別記とは、賀茂別雷神社文書にある『賀茂御棚海老一件留』と思われる。本文書を調査することで、一連の文書のやりとり等から新たな事実も発見できるかと思うが、題の「系図にみえる～」を大幅に越える内容となりかねないので別の機会に纏めたい。

系図の正久の系下には、別に項目が立ててあり、宝暦六年以降の事歴についての記載がある。

参考文献

宇野日出生「御棚会神事と賀茂六郷」(相山林継・宇野日出男編『神社史料研究会叢書 V 神社継承の制度史』、思文閣出版、平成十一年)。

該当部分翻刻

・適宜句読点を補った。

正久

宝暦元(寛延四年未)年御棚会神供海老之鮮與不鮮之儀、社司評定與十手氏人中数度雖及往復社司評定申募其意、遂供進煎海老之不鮮之事(御棚会神供従古全十手氏人中之所役也。然今度従明年社司・評定可加吟味之旨申之。仍同年十一九、此旨氏人中言上傳奏葉室頼要卿而待御裁命。同年十一九不可企新儀之旨一同蒙嚴命)、

同年四十七、御祭前日炊神供酒殿釜鳴之事、

同年、依社司評定之相談為神用従寛延三年初伐神山の木至翌年夏及過半、其猥不殘一株押伐之、且有山内將伐盡之聞雖、加是大事不談于老若氏人中。仍氏人中不知其事實之詳之事、

同年春、神山鳴動之事、右四ヶ條之事實、皆自然達官聽。

同年四廿五、傳奏葉室頼要卿、神主正久、一社惣代紹久・季善、新宮以下社司惣代大田祝氏柱・若宮祢宜保萬、非役氏人惣代邦氏・季脩、被召出右四ヶ條之趣初蒙御尋、各返答言上於非役氏人中者、

翌廿六、百二十三人以連署言上。其後数度有御尋、具以書付言上。

同年十一九、右御僉議之上、武家傳奏柳原光綱卿・廣橋兼胤卿、傳奏葉室頼要卿、奉行清閑寺益房御列席、貴布祢以上社司惣代權祝保韶・片岡祢宜紹久、新宮以下社司惣代大田祢宜與顯・奈良祢宜伊氏、評定氏人惣代兼治・清竹、非役氏人惣代産幸・清足、被召出、神主正久、釜鳴・山鳴動実否御吟味之処、前後相違之言上不屈之至、依之籠居、正祢宜賞久・正祝重孝蟄居、雜掌季善・澄直籠居、若宮祢宜保萬、言上依不埒、急度遠慮、非役氏人清茂・清達・氏満(連署之上首)、社中違乱於如是者、早可註進儀依御尋言上延引緩怠不屈、依之遠慮、非役氏人一等可存此旨、神事・社法等従先々如有来不可企新儀、互不不存私意一社和順、專可致神忠此。已後企新儀私意申募輩於有、之者速可註進旨等被仰渡了。

若宮祝庸清・沢田祢宜世顯・同祝兼令・評定学顯等、此日被召出被仰渡之儀有之事、詳見于其人之系下。

同二年正十六、傳奏烏丸光胤卿・奉行益房御列席、保萬・清茂・清達・氏滿被免之旨被仰渡了。

同年三五、光胤卿・益房御列席、正久・賞久・重孝・季善・澄直、籠居・蟄居被免之旨被仰渡了。

同三年五廿六、傳奏園基衡卿、許一社惣代紹久・秀清、非職氏人惣代保覺・存顯被召出、山木伐払・釜鳴・献備海老之事、先所司代松平豊後守之時沙汰有之儀、此度被附所司代酒井讚岐守再御吟味有之間、各可致其覚悟旨撰政（一条道香公）御命之由被仰渡。且、傳奏仰此等之儀去々年依官裁有御答事相濟之處、又及如是之儀、社司・評定如何為心得哉之由御尋有之、紹久申出於御裁許状末々差障儀依有之、相願于武辺之旨言上之。

同年六十二、武家奉行所稻垣能登守・土屋越前守列席、一社惣代・非役氏人惣代（邦氏・産幸・季脩・普俊・清足被召之。清足依精進頭不出頭）被召出、初有御尋、各返答言上。於氏人中者、同十四日、百二十五人以連署言上、此後御吟味及数度至、同年十二十三、事畢始終御尋之趣言上之趣等、一々以書付言上官家（同四年三廿七、御吟味決断之趣被仰渡之儀有之。各加印證文被仰付全事畢。此趣詳見下）。

同四年三十一、基衡卿・御奉行日野資枝御列席、神主正久・權祝保韶・片岡祝博久・新宮祝保（夕二寅）（依老病代是保）・若宮祝庸清・沢田祢宜世顯・同祝兼令・評定学顯被召出、前神主應平雖内々之儀加一社会席執事之儀、依不屈遠慮、季善・澄直、先年被止一社役儀之處、於社中内々出席依不屈、遠慮被仰付右三人被止親族通路面会之間、從一社附人、可守之。社司賞久・重孝・命平（權祢宜）・紹久・業久（貴布祢祢宜）・氏柱・言直（奈良祢宜）・伊氏・田直（氏神祢宜）・田清（同祝）・評定兼元・保寮・均顯・兼治・盛顯・秀清・篤季・脩顯・仲定・清鶴・清竹等被止出席、為自分可遠慮社職以代官役可勤之賞久・重孝・紹久雖為自分遠慮被止親族通路面会。社職闕新補可申上評定廿人、以相應之人可令出席、遠慮之社司轉補差押可申遠慮之輩、関東葵使勤役并往来田収納・祭下行物配当之儀被止之旨等被仰渡了。

同十三、為葵献使保韶・学顯向東武。此後

同十六、從武家奉行所、一社惣代季脩・存顯被召出、保韶御用之儀有之間、唯今以飛脚可呼返、為其代當時評定之内壹人、今夜中可発足旨被仰付。尤從奉行所亦早飛脚被差立之旨被仰渡。仍、此夜保土発足代之而出府、與学・顯俱勤献進之儀了（於武辺被仰渡之赴以書付言上官家）。

同十五、保（夕二寅）・庸清・世顯・兼令轉補、邦氏・富清・哲顯新補、此日宣下（各詳見于其人系下）。

同廿七、奉行資枝許、博久・庸清・當時評定之中壹人（季脩）被召出、正久遠慮・權祝保韶急度遠慮被仰付。自分遠慮之輩急度可遠慮旨重而被仰付。貴布祢祢宜業久依若年、是迄之通、自分遠慮片岡祝博久依若年、御答之御沙汰無之神主代可勤旨等被仰渡了。

同日、武家奉行所稻垣能登守・小林伊予守（此時土屋越前守退役）列席、遠慮之社司・評定廿四人并博久、應平、前評定季善・澄直、新宮以下新補之社司富清・哲頭、當時評定廿一人兼田・徳季・学頭・保覺・氏緒・國清・杜頭・保布・普俊・兼太・茂季・重竹・保土・富俊・存頭・延保・保統・直安・躬清（但学頭・保土為葵獻使向東武。仍不能出頭加印）、役外惣代邦氏（若宮祝）・産幸・季脩（此三人所、初寛延四年之度為役外惣代出頭）、當時役外惣代氏足・保庸・季甫・清足・兼歳被召出、再御吟味之儀、從同三年六十二至同四年二十三。事畢此日御吟味決断之趣被仰渡、加印證文被仰付。此日出頭之輩各加印差上之（但應平・季善・澄直加印之儀無之）。畢而、遠慮之社司・評定急度遠慮被仰付。業久若年其御沙汰雖無之、父賞久依為遠慮之身分急度可慎。博久若年故御咎無之旨被仰渡。應平（先年依御命辭神主職）・季善・澄直（各先年依御命被止評定役）先年辭職・退役之身分雖、内々交評席執事之間、尤不可有之儀、自今可相慎旨被仰渡。當時役外惣代各別被仰渡之儀雖無之、右之輩被仰渡之趣可致承知旨被仰渡了（於武家被仰渡之趣一々以書付言上官家）。

同年四八、基衡卿・資枝御列席、一社惣代哲頭・季脩被召出、應平・季善・澄直永遠慮被仰付之旨被仰渡了。

同九、御禊御神事、正祢宜以下十三職（正祢宜賞久・正祝重孝・權祢宜命平・權祝保韶・片岡祢宜紹久・同祝博久・神主代參勤貴布祢祢宜業久・同祝先是闕職大田祝氏柱・奈良祢宜言直・同祝伊氏・氏神祢宜田直・同祝田清）、代官役茂季・存頭・保玉・保皓・兼時・季實・常保・成文・盈頭・包清・季首・清孚・央頭等補勤（各詳見于其人之系下）。

同十二、御祭御神事代官役勤仕、如御禊。但、權祢宜代官元宗・權祝代官義保參勤（詳見于其人之系下）。

同年五十七、武家兩奉行列席、一社惣代博久・季脩被召出、遠慮之輩不殘被免、業久慎之儀亦被免之旨被仰渡畢（於武邊被仰渡之趣以書付言上官家）。

同十九、基衡卿・資枝御列席、神主代博久・新宮以下社司惣代庸清・世頭、評定惣代保覺・季脩被召出、遠慮之社司・氏人等被免之。正久・保韶・業久等不及辭職、如元可出仕勤役。業久森家相統無相違被仰付。賞久・重孝・命平・紹久等被止社職、隱居被仰付。鳥居大路・林・梅辻三家者、以相應之人相統可相願、被止職・隱居被仰付輩不可社司列。以御憐慰官位如元、鳥居大路家相統之人有之上者、室社社職兼帶不可有相違。正祝林家為祝譜代職之儀、此節不可申出、紹久官位被止之。大田祝以下社司等遠慮雖、被免早可辭職。大田祝以下・前評定等不可加評席并表役每月社頭勤番可相勤。依之給往來給田。前評定等雖、經數年再不可加評定役。正祢宜闕保韶・正祝闕博久・權祢宜闕業久轉補、大田祝以下今日遠慮被免輩辭職并次第轉補・新補、明廿日可申上、權祝・片岡祢宜・祝・貴布祢祢宜・祝、闕職以代官役可相勤。右之趣等被仰渡了（此後前評定等表之勤役雖相願御免不許）。

同廿、氏柱・言直・伊氏・田直・田清辭職。即日勅許。

同廿一、保韶・博久・業久・兼令・富清・哲頭轉補、季脩・茂季・保統・季實・茂宗新補。此日宣下（各詳見于其人之系下）。

同日、大田祝以下辭職之輩、氏柱・言直・伊氏・田直・田清以御憐慰、給往來給田、社頭勤番慎而可相勤、雖然表之勤役被止之旨被仰渡。賞久・重孝・命平官位雖如元、被止社職之上者、補略可除之。前神主應平依為辭職之者可書載于五官之次、大田祝以下辭職之者可書載于氏神祝之次非職之上旨等被仰渡了。

同廿五、林・鳥居大路・梅辻三家相統、依御命願上之處、此日願之通被仰付（林家者實子豐丸、鳥居大路家者弟辰三郎、梅辻家者森賞久次男橘千代）。

同六年三三、傳奏正親町實連卿・奉行資枝御列席、一社惣代保韶・史頭被召出、去々年永遠慮被仰付應平・季善・澄直、今年就靈元院・桜町院聖忌、以御憐慰被免。向後、為隱居之体出仕不可、拘社職和融而可相慎之旨被仰付。且又、重孝・紹久一社和融之儀、去々年雖有武命不致承諾、頼高貴之家人陰ニ計事之聞、甚私意之所致不届。尤其家名雖相知、以御宥恕不被及顯露、於武辺亦用捨有之間、從一社以親族嚴密可申聞旨被仰付、自今一同可致和融。若不致和融輩於有之者違背、去々年之御命之間、從一社其人体速可言上旨被仰付了。

同十七、季善・澄直往來田收納之儀相願。仍從一社傳奏實連卿許願上之處、兩人共如元往來田被宛下之間、社頭勤番慎而可相勤、於表之役者被止之旨仰渡了。先是三人永遠慮之儀、從一社并老若氏人中、雖數度相願御赦免不許。今度幸得時辱蒙御免一社一同和順安寧者也。右所書載人々之興廢、代官之補勤等各詳見于其人之系下。且又四ヶ條之事、從宝曆元年至同六年公武御吟味之趣言上之趣、文章等尤多於系下不能。詳之依之載其樣要猶詳見于別記。